

長野県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年4月23日

長野県監査委員

田 口 敏 子
西 沢 利 雄
青 木 孝 子
丸 山 栄 一

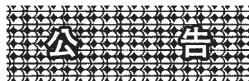
1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
水 城 由 貴	長野県松本市桐1丁目7番35-7号
高 岡 敏 夫	長野県松本市蟻ヶ崎台9番3号
宮 本 和 之	東京都日野市大字上田255番地の13
柄 澤 千恵子	長野県長野市神楽橋75番地67
原 茂	長野県松本市大字里山辺1068番地7
川 崎 要 介	長野県松本市庄内2丁目7番32号 サーパスシティ庄内804

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和2年4月16日から令和3年3月31日まで

監査委員事務局

**公告**

県営新村堰地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県知事を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和2年4月23日

長野県知事 阿 部 守 一

1 縦覧に供する書類

県営新村堰地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和2年4月24日から令和2年5月27日まで

3 縦覧の場所

松本市役所

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年4月23日

長野県上田建設事務所長 蓬 田 陽

1 許可番号

令和元年9月24日 長野県上田建設事務所指令元上建第101-6号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上田市上田原字塚田762-6、763-1、763-2、764-3、764-8、764-9、764-イ

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上田市上田原765番地1

株式会社高山 代表取締役 滝 沢 康 之

都市・まちづくり課